

ジェイアールバス東北本部

第2号

2020年7月28日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

36協定締結!! (青森支店)

バス東北本部は、7月24日に申第10号「労働基準法36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定に関する申し入れ」について団体交渉を行いました。職場の声を基に、組合員が安全・健康・働きがいの実感できる職場環境を確立する為に議論をしました。

主な議論経過は以下の通りです。

- (組合) 昨年度青森支店では、出向社員、プロパー社員とも年間総労働時間、時間外労働時間、休日労働時間が増えているが、要因を明らかにすること。
- (会社) インバウンドの影響と休日数を増やしたことも影響している。今後は、適切な要員配置に向けた取り組みを行っていく。
- (組合) 労働時間短縮に向けた考え方を明らかにすること。
- (会社) 便及び運行経路の見直しや持ち替えにより労働時間を短縮していく。休日については、これで終わりではないと考えている。今後も話し合いながら、より良い状況にもっていきたい。
- (組合) 昨年、青森支店で45時間超過が数件発生したが、対策を講じるとともに、勤務の平準化を図ること。
- (会社) 勤務の偏りなど管理体制に問題があったので、現場に指導していく。45時間超過が発生する場合は、ルールに則り事前協議を行う。
- (組合) 一旦指定した勤務及び休日の取り扱いに関する協定」を遵守し、休業の取り扱いについても同様とすること。
- (会社) 休業においても勤務変更と同様に事前に本人確認が必要であり、各現場に確認し指導していく。
- (組合) 点呼執行者が休憩を取れていない実態がある。改善すること。
- (会社) 出来るものについては早急に改善したい。すぐには難しいが、24時間点呼業務も含めて改善していきたいと考えている。
- (組合) 50人以下の職場においても安全衛生委員会を開催すること。
- (会社) 50人以下の現場については、各箇所の安全衛生推進者の職務の範囲で業務を行っていく。安全衛生委員会を開催しなくても管理者に相談出来る職場環境をつくっていくことが理想である。
- (組合) 自然災害等に伴う列車代行等の運行を行う際は、超勤指示を明確かつ適正に行うこと。
- (会社) 昨年の列車代行で様々な問題が発生した。今後、昨年の経験を活かして改善すべきものは改善していく。
- (組合) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による休業期間の終了時期を明らかにすること。
- (会社) 2020年9月30日までがコロナウイルス特例の休業対象であるが、国の制度の見直し等により延長もあり得る。
- (組合) 今後も問題が発生した場合は、その都度協議すること。
- (会社) 了解した。

議事録確認をもとに各分会で議論を展開し
安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場をつくりだそう!